合志市PFI導入基本方針

平成22年3月 総務企画部企画財政課

目 次

第	1	章		Ρ	F	I	の	概	要																				 					1
1 2 3 4 5		P P P	F F F	I I I	の の の	対性基	象格本態	施及的	設びな	及V仕	び F 組	効 M み	果						 										 	 		 		1 2 4
第	2	章		合	志	市	に	お	け	る	Ρ	F	I	σ) <u>į</u>	单,	入	の	麦	<u>ţ</u> z	F £	的	な	考	え	. 方	ī ·		 		·			7
1 2 3 4 5		P P P	F F F	I I I	導 導	入入入	ののののの	検事検	討業討	のの及	視検び	点討実	基施	· 準 ,体	·· [·	· · 訓	 						 					 	 	 		 	 	7 8 9
第 1		Р	F	I	導	入	の	基	本	的	な	流	れ																 					14
3							の の																											
参	 : な	才 P		ī	即	区	法	수																					 					18

第1章 PFIの概要

1 PFIとは

PFIとは、「Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」の略で、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う社会資本整備の新しい手法です。

PFIは, 1990年代の英国における「小さな政府」の実現を目指した取組みの中で、民間資金等を活用して公共施設等の整備を行う手法として導入されています。

わが国においても、平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)」が施行され、さらに、その後、基本方針、各種ガイドラインが示され、各地方公共団体においても具体的な取組みが進められています。

2 PFIの対象施設及び効果

(1) PFIの対象施設(PFI法第2条)

PFI法第2条の規定では、次のような施設です。

対象分野	対 象 施 設
公共施設	道路, 鉄道, 港湾, 空港, 河川, 公園, 水道, 下水道, 工業用水道等
公用施設	广 舎,宿舎等
公益的施設	教育文化施設,社会福祉施設,廃棄物処理施設,公営住宅,医療施設, 更生保護施設,駐車場,地下街等
その他の施設	情報通信施設,熱供給施設,新エネルギー施設,リサイクル施設,観光施設,研究施設等

(2)PFIの効果

① 低廉で良質な公共サービスの提供

民間事業者の経営上のノウハウや技術能力を活用すること等により、 事業コストの削減と同時に質の高い社会資本の整備、公共サービスの提供を実現することが期待されています。

② 新しい官民パートナーシップの形成

従来、国や地方公共団体が行ってきた事業を民間事業者が行うようになるため、官民の適切な役割分担に基づく新しい官民パートナーシップの形成が期待されています。

③ 財政支出の平準化

建設費を含む民間事業者へのサービス対価の支払いが、事業の契約期間全体において行われることから、国や地方公共団体の財政支出の平準化が期待されています。

④ 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に寄与

従来,国や地方公共団体が行ってきた事業を民間事業者に委ねるため、 民間事業者にとっては新たな事業機会を得ることに繋がり、新規産業の 創出など経済構造改革を推進する効果が期待されています。

3 PFIの性格及びVFM

(1) PFIの性格

PFIの基本理念を実現するため、次のような「5つの原則」と「3つの主義」が掲げられています。

【5つの原則】

① 公共性原則

公共性のある事業であること。

② 民間経営資源活用原則

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。

③ 効率性原則

民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより, 効率的かつ効果的に実施すること。

4 公平性原則

特定事業の選定,民間事業者の選定において公平性が担保されること。

⑤ 透明性原則

特定事業の発案から終結に至る全過程を通じ透明性が確保されること。

【3つの主義】

① 客観主義

各段階での評価決定について客観性があること。

② 契約主義

公共側と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること。

③ 独立主義

事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること。

(2) V F M (Value For Money)

VFMとはPFIにおける最も重要な概念で、「支払い (Money) に対して最も価値 (Value) の高いサービスを提供する。」という考え方であり、PFIではこのVFMが達成されていることが求められています。具体的な考え方は次の 2 つです。

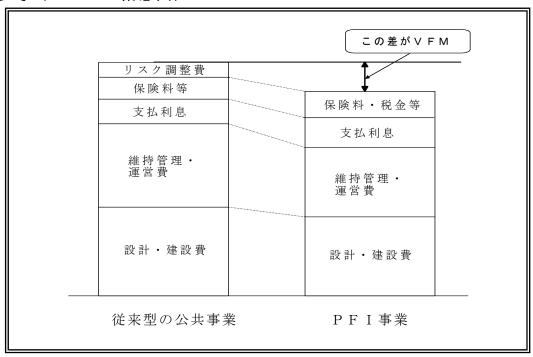
(1) 同一サービス水準の下で公的財政負担の縮減

従来方式(公共が事業を直接実施)による財政負担よりも同等の サービスをより安く調達できる。

(2) 同一負担水準の下で公共サービス水準の向上

従来方式(公共が事業を直接実施)と同程度の財政負担で、多くのサービスや質の高いサービスを調達できる。

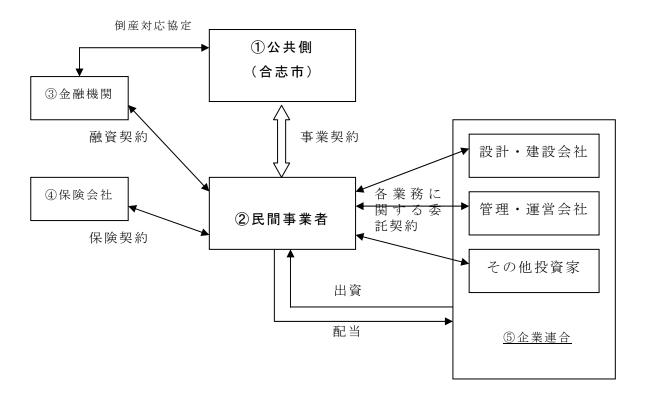
※ 参考(VFMの概念図)



4 PFIの基本的な仕組み

一般的には、事業の方針を定める「①公共側」,実際にPFI事業を実施する「②民間事業者」、融資を行う「③金融機関」、リスクをカバーする「④保険会社」、各業務に関する委託契約による請負者(建設会社等)や必要に応じてPFI事業者に出資する「投資家」等のからなる「⑤企業連合」が参加して進められます。PFIの事業スキーム例は次のとおりです。

※PFIの事業スキーム例



5 PFIの形態及び方式

(1) PFIの形態

PFIは、公共の関与の仕方に着目すると、サービス購入型、独立採算型、 ジョイントベンチャー型の3つの事業形態に区分されます。PFIの実施に あたっては、法制度や採算性、民間事業者の動向等を踏まえ、最も効率的・ 効果的な事業形態を構築する必要があります。

サービス購入型

民間事業者が、公共施設等を整備・運営し、公共側がサービスの対価を事業者に支払います。(事業例:学校、庁舎、病院、刑務所等)

☆ 国内の先行事例は、この形態が大多数



独立採算型

I 民間事業者が、公共施設等を整備・運営し、利用者から徴収する料金収入で整備の要した費用を独立採算により回収します。公共側の財政負担は基本的には行いません。(事業例:有料道路、有料橋)



ジョイントベンチャー型

民間事業者が、公共施設等を整備・運営し、利用者から徴収する料金収入及び公共側からの補助金等で整備に要した費用を回収します。

(事業例:鉄道、医療施設、体育施設等)



(2) PFIの方式

PFIの方式は、設計・建設・維持管理・運営の過程における施設の所有権移転の時期などによって、主に以下の方式に分類される。

BOT (Build Operate Transfer:建設-運営-譲渡)方式

PFI事業者が資金調達を行い、施設を建設(Build)し、事業期間にわたり施設を所有して管理・運営(Operate)を行い、事業期間終了後に公共側に施設を譲渡(Transfer)する。

	①設計・建設段階	②維持管理・運営段階	③事業期間終了後
土地	公共から事業者 へ貸付	公共から事業者 へ貸付	公共
建物		事業者	事業者から公共 へ譲渡

BTO (Build Transfer Operate:建設-讓渡-運営)方式

PFI事業者が資金調達を行い、施設を建設 (Build) し、施設建設後にその所有権を公共側に譲渡 (Transfer) した上で、事業期間にわたり管理・運営 (Operate) する。

	①設計・建設段階	②維持管理·運営段階	③事業期間終了後
土地	公共	公共	公共
建物		完成後に事業者から 公共へ譲渡	公共

BOO (Build Own Operate:建設一所有一運営)方式

PFI事業者が資金調達を行い、施設を建設(Build)し、そのまま所有 (Own)して管理・運営(Operate)を行う。事業期間終了後は、事業者が保有し続けるか、若しくは撤去するかを選択する。

	①設計・建設段階	②維持管理・運営段階	③事業期間終了後
土地	公共から事業者 へ貸付	公共から事業者 へ貸付	公共
建物		事業者	撤去(又は事業者)

第2章 合志市における PFI導入の基本的な考え方

1 PFI導入の位置づけ

本市では、「合志市行政改革大綱(平成18年11月)」及び「合志市集中 改革プラン(平成18年12月)」でPFI導入について、次のように位置づ けています。

(1) 合志市行政改革大綱(平成18年11月策定)

「(6) 効率、効果的な行財政運営(P4)」で「公共工事等については、コストの縮減を図るため、PFIの導入や入札制度の改革に取り組みます。」

(2) 合志市集中改革プラン(平成18年12月策定)

「6-(6) PFI等による事業実施の検討(P12)」で、「今後、整備・運営する公共施設等については、民間資金を活用するPFI手法等を検討します。」

2 PFI導入の検討の視点

本市におけるPFI導入については、「当該事業を実施する必要があるのか」、また、「優先して実施すべき事業か」について十分な検討を踏まえた上で、次の5つの視点から検討を進めるものとします。

(1) 現行法制度の制約等

事業主体、施設の用途・規模・サービス内容等について、現行の法令 及び条例等の制約がないか、また、国・県補助金制度、地方交付税措置 等、資金調達上デメリットがないかなど、障害となる現行法制度の制約 等の検討をする必要があります。

(2) 民間事業者の経験、ノウハウ等の活用余地

設計から建設、維持管理、運営までの全過程において、民間事業者の 経験やノウハウ等を活用する余地がどの程度あるか検討する必要があり ます。

(3) 民間事業者の参入見込み

事業の収益性(民間事業者が、調達した資金の返済や出資者への配当を行いながら、利益を得ることができるか)、事業の安定性(長期にわたって安定して実施されるかどうか)の面から、民間事業者の参入が見込まれる事業であるか等を検討する必要があります。

(4) 事業スケジュール

PFI導入の場合、その手続き等に多くの時間を要することから、サービス開始時期までのスケジュールに余裕があるか検討する必要があります。

(5) V F M 確保のための事業規模

PFIは、事業費が小さい場合にはVFMが発揮されにくい手法であり、事業規模が大きいほど導入効果は大きく現れます。

また、従来型の公共事業と比較して、民間にとっても相当な労力やコストを費やすため、事業規模がある程度以上のものでなければ費用対効果が発生しにくいことから、一般的には事業規模が大きいほど民間の参加意欲は強くなる傾向にあります。

3 PFI導入事業の検討基準

本市においては、次の基準に該当する事業については、事業担当課で必ず PFI 導入について検討するものとします。

なお、検討時期については、当該事業の大まかな事業概要(導入すべき機能や規模、おおよその建設場所等)が固まった段階で(基本構想・基本計画を策定する場合はある程度固まった段階)で行います。

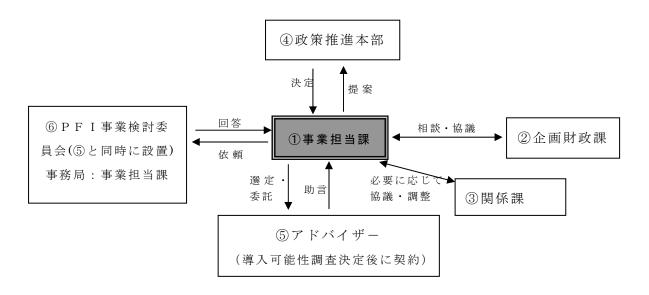
【PFI手法の導入を必ず検討する事業】

- 施設※1の新築・改築を内容とする事業 かつ
- 施設整備に要する経費が、概ね20億円以上の事業
- ※ 1 「施設」については、PFI法第2条で示されている「公共施設等」 のうち、「公用施設(例:庁舎、宿舎等)」、「公益的施設(例:教 育文化施設、社会福祉施設等)」が本市での検討の対象とします。
- ※ ただし、上記の基準を満たしていない場合であっても、明らかに民間 事業者の参入が見込まれる場合(具体的に民間事業者の算入希望があ る場合)で、PFIの効果が期待できるものについては導入の検討を します。

4 PFI導入の検討及び実施体制

PFI導入の検討及び実施にあたっては、事業を主管する課(以下、「事業担当課」という。)が中心に進めます。しかしながら、PFIは導入検討から実施の段階まで、法律、技術及び財政面で様々な専門的知識を必要とするため、専門的知識を有するアドバイザーの助言や関係部局との調整等を図りながら、PFI導入を進めていく必要があります。

【本市のPFI導入の検討及び実施体制】



① 事業担当課

PFIの導入検討及び具体的な実施を行います。事業担当課は、企画財政課、関係課、アドバイザー、PFI事業検討委員会等の機関と調整・連携のもと、事業を検討及び実施します。具体的には、以下の事務を行います。

- ・PFI導入可能性チェックシートの作成
- ・政策推進本部への提案
- ・アドバイザーの選定・委託
- 導入可能性調査の実施
- PFI事業検討委員会への検討依頼、PFI事業検討委員会の事務局
- ・実施方針、募集要項などの検討、策定、公表等の実務
- ・入札、契約、公表などに係る関係部局及び関係省庁等との連絡・調整

② 企画財政課

事業担当課が円滑に事業を推進できるよう協力するとともに、庁内のPFI相談窓口として以下の事務を行います。

・ノウハウの蓄積、共通課題の整理、関係課等への情報提供

- 「合志市PFI導入基本方針」の見直し
- ・「合志市普通建設事業費等中長期事業計画」の見直し
- ・ P F I 導入検討対象事業のピックアップ→ (事業担当課が導入検討)
- 事業担当課への協力、PFI事業検討委員会の事務局補佐
- ・入札、当初契約の実施

③ 関係課

事業担当課が円滑に事業を推進できるよう、関係課がそれぞれに所管する事務について協力を行います。

4 政策推進本部

本市におけるPFIの導入に関する最終方針案を決定します。事業担当 課及びPFI事業検討委員会で検討したPFIに関する重大な方針決定 (変更)等について、事業担当課を通じこの会議に提案します。

⑤ アドバイザーの活用

PFI手法の導入にあたっては、財務・金融、法律、建築等技術の各分野にわたる専門的な知識やノウハウが必要となるため、専門的知識を有するコンサルタントとアドバイザリー契約を締結します。

●アドバイザーへの依頼業務

アドバイザーへ依頼する業務は、導入可能性調査を行う「PFI手法導入可能性調査における業務」と、導入決定後の「実行段階における業務」とに分かれ、それぞれの具体的な業務は以下のようなものが考えられます。

〇PFI手法導入可能性調査における業務(例)

- PFI事業成立の必要条件整理
- ・施設計画及び運営計画、事業方式の検討
- PFI事業スキーム概要の構築、VFMの検討
- ・市場調査の実施
- ・法制度、税財政、各種助成制度等の課題検討
- 導入調査報告書の作成

〇実行段階における業務(例)

- ・事業実施手続・スケジュールの検討
- 実施方針案の策定及び募集関係書類案作成
- 質問回答書の作成
- 契約書案の作成、事業予定者との交渉支援

●アドバイザーの選定

アドバイザーの選定方法には、原則として実施能力や提案内容を重視したプロポーザル方式を用います。プロポーザル方式を採用した場合の選定基準は、事業の特性等を踏まえて、次のような観点から事業担当課が決定します。

なお、アドバイザー契約を結ぶにあたっては、導入可能性調査だけでは なく、調査後の実行段階においも同一のアドバイザーに委託する可能性が あることを念頭において選定しなければなりません。

【アドバイザーの選定にあたっての観点】

- 業務実績、実施体制
- ・アドバイザー契約を受託するにあたっての基本的な考え方
- ・当該事業にPFI手法を導入することの妥当性とその考え方
- ・調査開始から結果取りまとめまでの事務項目とスケジュール
- ・市場調査の内容及び方法

⑤ PFI事業検討委員会

PFI事業の可能性及び実施事業者を客観的に検討するため、法律・金融等の知識経験者や専門家(例:公認会計士、大学教授等)及び、市の関係幹部職員等で構成する「PFI事業検討委員会」を設置します。

検討内容は、概ね以下のとおりですが、委員会は検討機関としての位置 付けであり、最終的な実施事業者決定の責任は市が負います。

なお、総合評価一般競争入札により事業者を選定する場合、学識経験者 2名以上の意見聴取が必要(地方自治法施行令第167条の10の2第4項)で ありますが、本委員会の委員がこれを兼ねるものとします。

【PFI事業検討委員会における協議内容】

- ・実施計画(事業概要、事業スキーム等)について
- ・特定事業の選定(VFMの算定)について
- ・整備要求水準書、募集要項について
- ・実施事業者選定基準(採点方法、配点等)について
- ・実施事業者の評価、選定について

5 PFI導入のその他の留意点

(1) PFI事業と指定管理者制度

① PFI事業の指定管理者制度の適用

PFI事業として公の施設を整備し、その施設の管理を包括的に民間事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の制度を適用します。

これにより P F I 事業者が公の施設の「指定管理者」として指定管理 されることで、施設の使用許可、収入としての利用収受を含む管理運営 を行うことができます。

② 指定管理者候補の選定

PFI事業の実施事業者の選定にあたっては、「PFI事業検討委員会」での検討が行われることから客観性が確保されているため、指定管理者候補の選定においては、「合志市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条5項※1」を適応し、公募を行わずにPFI事業者を指定管理者候補に選定します。

※1:その他公募を行わないことについて特別の理由があるとき

③ 指定期間

指定期間については、「公の施設の指定管理者制度に関する指針」では原則5年以内となっておりますが、PFI事業者を指定管理者候補として指定する場合には、VFMの効果が発揮できるようPFI事業期間の範囲内で別に指定期間を定めます。

(2) 議会の議決

① 債務負担行為の設定

PFI事業は、複数年にわたる契約となることから債務負担行為を設定する必要があります。債務負担行為の議案は、基本的に入札や契約の実施前に議会へ上程します。

なお、債務負担行為の設定の基準となる金額については、VFMの検証に基づき算定された事業期間全体の事業費総額をベースに適切な限度額を設定します。

② PFI事業契約の締結

本市では、議会の議決が必要な契約は、条例※1により予定価格1億5 千万円以上の工事又は製造の請負となっていますが、PFI事業では、P FI法※2及び施行令等※3により、予定価格のうち維持管理費等相当部分 を除いた施設整備費等相当分で1億5千万円以上のものは、契約を締結する にあたって議会の議決を得る必要があります。

※ 1:合志市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条

※ 2:民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条

※ 3:同法施行令、地方公共団体におけるPFI事業について (H12.3.29自治省)

③ 施設の設置管理条例の制定

PFI事業で整備された公の施設については、地方自治法施行令※1に基づき施設の設置管理条例の制定が、少なくとも指定管理者の指定前には必要となります。

※ 1:地方自治法施行令第244条の2第1項

④ 指定管理者の指定

PFI事業で整備された公の施設について、その管理を指定管理者で行う場合は、地方自治法施行令※1に基づき議会の議決が必要となります。

※ 1:地方自治法施行令第244条の2第6項

※ 財産(土地等)の貸付及び譲渡

財産(土地等)の貸付や譲渡については、地方自治法※1に基づき、条例で定める場合を除き、適正な対価なくして譲渡や貸付を行う場合、議会の議決が必要となります。

※ 1:地方自治法施行令第96条第1項第6号

【参考:考えられる議会のスケジュール】

① 債務負担行為の議決

(事業者選定仮契約)

② PFI事業契約締結の議決

③ 施設の設置管理条例の制定(議決)

(指定管理者候補指定の協議)

④ 指定管理者の指定 (議決)

(供用開始)

(3) 財政上の措置

地方公共団体が P F I 事業を実施した場合、国の通知※1 により、地方 債措置又は地方交付税措置が講じられます。

※ 1:民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施 する事業に係る地方財政措置(自治調第25号:平成12年3月29日)

第3章 PFI導入の手順等

この基本方針は、PFI導入にあたっての基本的な事項を整理したものであることから、PFI導入の手順等については、基本的な流れ、事前評価詳細フロー及びチェックシートを示します。

1 PFI導入の基本的な流れ

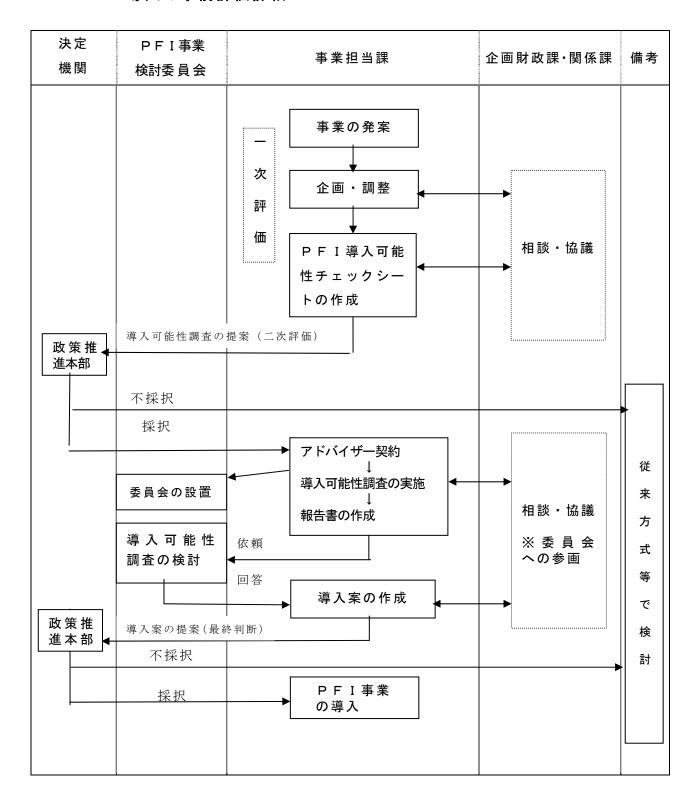
本市におけるPFI導入の基本的な流れは、PFI導入事前評価としてチェックシートによる「①導入手法の検討」を行い、その結果に応じ、検討委員会等による「②導入の検討」を経て、導入の可否を決定します。

導入決定後は、事業方針を定める「③実施方針の策定及び公表」、PFI事業としての具体的な実施を決定する「④特定事業の選定,公表」、透明性を確保した手続によりPFI事業者を選定する「⑤民間事業者の募集、選定、公表」、選定された事業者との間で協定内容の詳細な取決めを行う「⑥協定等の締結等」の手続きを経て、最終的に「⑧事業の実施,監視等」に至たります。

【参考:PFI導入の基本的な全体フロー】

PFI 導入事前評価 ①導入手法の検討(チェックシート作成) ステップ1 ②導入の検討 (検討委員会での審査等) ステップ2 ■ PFI導入の実務 ステップ3 ③実施方針の策定・公表 ④特定事業の選定、公表 ⑤民間事業者の募集、選定、公表 ステップ 5 ⑥協定等の締結等 ステップ6 事業の実施、 監視等 ⑦事業の実施、監視等 ステップ7 **※** 事業の終了

2 PFI導入の事前評価詳細フロー



3 PFI導入の可能性チェックシート

		チェック項目	備考
1	市が	当該事業を行う必要性がある。又は優先して実施すべきか	L
	市に	こよる関与の必要性は高くないか。	
		□市は一部のサービス水準を決定するが、最終的な事業への責	
		任は民間が負う	
		□市は事業目的やサービス水準を提示し、民間事業者はそれら	
		が達成される範囲で事業を実施する	
		□市が運営条件の全てを決定し、民間事業者が実施する	
		口市が直接事業を行う必要がある	
2 –	(1)	現行法制度の制約等がないか。	
	施討	との設置者(又は所有者)が法令等により制限されないか	
		口制限されない	
		□一部制限される(法令名:)	
		□制限される (法令名:)	
	施討	との管理者が法令等により制限されないか	
		口制限されない	
		□一部制限される(法令名:)	
		口制限される (法令名:)	
2 –	(2)	民間事業者の経験、ノウハウ等の活用余地のある事業か	
	民間	間に同種・類似の業務が存在するか	
		口多く存在する (具体的な事例:)	
		口ある程度存在する(具体的な事例:)	
		口存在しない	
	民間	引ノウハウの活用により効率的なサービスの提供が可能か	
		□可能	
		口ある可能	
		□困難又は不可能	
	民間	引の創意工夫及び技術ノウハウの活用の余地があるか -	
		口活用の余地が大きい	
		口ある程度活用の余地がある	
		口活用の余地は殆どない	

※各項目欄内の口のチェック項目は、上方ほど導入の可能性が高い。

	チェック項目	備考					
2-(3) 民間事業者の算入が見込まれる事業か							
	安定的かつ継続的なサービス需要が見込まれるか						
	口将来にわたって安定したサービス需要が見込まれる						
	口将来的にある程度安定したサービス需要が見込まれる						
	口将来においてサービス需要の変化が予想される						
	収益性は投資回収も可能か						
	口収入で初期投資や運営費用の回収まで可能						
	口収入で運営費用まで賄えるが投資回収は困難か不可能						
	口収入で運営費用は賄えない						
	事業計画の具体化にあたり民間との役割分担が明確化できるか						
	口明確化できる						
	口ある程度明確化できる						
	口明確化できない						
ı	民間の競争原理が働くか						
	□多くの民間事業者の参入が見込まれる						
	□ある程度民間事業者の参入が見込まれる						
	□民間事業者の参入が見込めない						
	補助金制度があるか						
	□補助金制度があり、PFIにも適応がある						
	□補助金制度はあるが、PFIには適応されない						
	□補助金制度はない						
2 —	(4) 事業スケジュールに余裕はあるか						
	P F I 導入可能性調査の実施や民間事業者の選定など時間的余裕はあ 	らるか					
	口事業開始(契約)まで2年程度の余裕がある						
	口事業開始(契約)まで1年程度しかない						
	口事業開始(契約)は早急に行わなければならない。						
2 –	2 - (5) V F M 確保のために適当な事業規模はあるか						
	事業規模(用地を除く)はどの程度か						
	□事業規模は約20億円以上である。						
	口事業規模は約10億円以上20億円未満である。						
	口事業規模は約10億円未満である。						

※各項目欄内の口のチェック項目は、上方ほど導入の可能性が高い。

参考資料:主なPFI関係法令

- H11.7 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(通称PFI法)」制定 PFIを実施するうえで基本となる法律、全文23条からなり、理念、手続き、財政上の支援 措置、規制緩和の促進等を定めてある。(同年9月施行、最終改正H18・6)
- H12.3 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針 (PF I 基本方針) 策定

PFI法第4条第1項の規定に基づき特定事業の実施に関する基本方針を定めたもの。PFI 事業の原則、特定事業の選定、民間事業者の募集及び選定、各種の措置・支援、PFI推進委 員会等が定めてある。

H12.3 自治事務次官通知「地方公共団体におけるPFI事業について」

PFI基本方針を受け、地方自治体のPFI事業についての留意点、地方自治法との関係等を示したもの。債務負担行為、地財措置、税制上の措置、契約・公有財産関係等が示されている。

H12.3 自治省財政局長通知「PFIに基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」

国庫補助負担金が支出される PFI事業、地方単独として実施される PFI事業それぞれにおける地方交付税の考え方、資金手当ての地方債等、PFI事業等の地方財政措置が定めてある。

H13.1 「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」(PFI推進委員会策定)
PFI事業実施の実務上の指針の1つとして、実施上の手続き及び留意点等が解説されている。

H13.7 「VFMに関するガイドライン」(PFI推進委員会策定)

PFI事業実施の実務上の指針の1つとして、特定事業の選定等で行われるVFMの評価について解説されている。

- H15.3 自治省行政課長通知「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」 民間事業者の選定方法、協定締結の手続き等の留意事項について適切な対応を求めている。
- H15.6 「契約に関するガイドライン」(PFI推進委員会策定)

多くのPFI事業契約において規定が置かれることが想定される事項ごとに、主たる規定の概要、趣旨、適用法令及び留意点を解説したもの

H15.6 「モニタリングに関するガイドライン」(PFI推進委員会)

PFI事業においてモニタリング (監視) を検討した上で留意事項を示したもの